

II 学級閉鎖等の基準について

1 学級閉鎖

○感染者が判明したら、状況確認のため閉鎖①を検討する

- ・学校が校内における濃厚接触者の候補者を特定し、体調不良者等状況確認をする。
- ・校内(学級内)に濃厚接触者の候補者、体調不良者がいない場合は閉鎖①をしない。
- ・濃厚接触者の候補者、体調不良者がいた場合、上限3日間の閉鎖①を検討する。

○同一学級で複数の感染者が判明したら、閉鎖②を検討する

- ・感染者の状況に応じ、閉鎖①と合わせて上限5日間の閉鎖②を実施する。
- ・感染経路が家庭内であり、感染が広がる恐れがないと判断される場合は、閉鎖②をしないこともある。
- ・具体的な閉鎖期間は、学校医の意見を聞くなどして校長が判断する。

2 学年閉鎖

原則、同一学年内で複数の学級が学級閉鎖②をする状況にある場合。

3 学校閉鎖

原則、同一学校内で複数の学年が学年閉鎖をする状況にある場合。

なお、同一学区内で複数の学校が学校閉鎖をする状況にある場合は、感染が確認されていない学校についても、予防的な観点から学校閉鎖を検討する。

III 学校生活感染防止対策

1 校内体制の整備【共通事項】

各学校においては、学校長を責任者とし、新型コロナウイルス感染症対策にあたる対策本部を設置し、保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携し学校全体で感染防止対策に取り組む保健管理体制を整備する。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、毎日の検温に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む。

また、陽性者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておく。